

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年3月31日 ( 1回目 )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	久留米市 40203
地域名 (地域内農業集落名)	水分地域 ( 諏訪、明石田、力常、松門寺、吉田、石王、東小田、立野、野中、高木、西小田 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	223.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	223.6 ha
② 田の面積	208.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	19.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	25.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	92.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の高齢化が進んではいるものの、比較的若い担い手は確保されている。分散する担い手の農地の集約を進めることにより、栽培の効率化と規模拡大を図って行かなければならない。課題としては、特に苗木栽培において、水稲とのブロックローテーションが必須であるが、耕作に適したほ場とするために、高性能機械等の導入促進を図り、作業の効率化を目指す必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】                  農業者:441人、 団体経営体(法人・集落営農組織等)7経営体                  主な作物:水稲、野菜、果樹苗木類</p>
---

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>水分地域の特産物である果樹苗木類については、全国の訳80%シェアを占め、全国各地に需要がある。また、野菜も多くの地域で作付けされており、安定的に農業経営がなされている。しかし、地域の高齢化の実情もあり比較的後継者は多い地区においても後継者確保が重要であり、様々な補助事業を活用しコストの削減とDX化による規模拡大が図られるよう支援していく。また、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</p>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
認定農業者等の中心的な担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30.9 %	将来の目標とする集積率	39.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内での作付けローテーションを踏まえ、作業効率化を図りながら、果樹苗木、土地利用型作物の団地化を進める。			



5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。  
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。  
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

# 水分地域（常盤・殖木）



